事 務 連 絡 令和2年4月23日

厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養又は自宅療養の考え方に ついて

新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者及び軽症患者(以下「軽症者等」という。)の宿泊療養及び自宅療養については、「入院病床の状況及び宿泊施設の受入可能人数の状況を踏まえ、必要な場合には、軽症者等が外出しないことを前提に、自宅での安静・療養を行う」とされています。宿泊施設が十分に確保されているような地域では、家庭内での感染事例が発生していることや、症状急変時の適時適切な対応が必要であることから、宿泊療養を基本として対応をお願いします。

なお、子育て等の家庭の事情により本人が自宅での療養を選択する場合は、自宅療養をすることとしても差し支えありません。その場合も、「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」(令和2年4月2日付け事務連絡)に基づいて、定期的に健康状態を把握する等の必要な対応をお願いします。

宿泊施設の確保に当たっては、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る 宿泊療養の実施に向けた支援について」(令和2年4月17日付け事務連絡)の とおり、観光庁等と連携し、厚生労働省から宿泊施設候補の情報を提供しており ますので、必要に応じて活用いただき、予め、ホテルなどの一時的な宿泊施設の 確保をお願いします。

(参考)

- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象 並びに自治体における対応に向けた準備について」(令和2年4月2日付け 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)
- ・「「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について」(令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」(令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養の実施に向けた支援 について」(令和2年4月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部(医政局長)、総務省自治行政局公務員部長、観光庁次長、防 衛省統合幕僚監部総括官事務連絡)